

確認調査の基本方針（案）

1 確認調査の位置付け

試掘調査により被爆遺構が検出された場所の周辺を面的に調査し、詳細を把握するため、確認調査を実施する。この確認調査の成果は、展示整備方針の策定につなげることとする。

2 確認調査の実施箇所

試掘調査等の成果を踏まえ、確認調査の実施箇所は別図に示すとおりとする。

〈箇所設定の考え方〉

- ① 天神町筋の一部と思われる側溝やアスファルトが検出された箇所（A－3 東端）から、天神町筋西側路肩の位置を推定することができること（赤色点線）。
- ② 建物の構造物らしき石(1)及び(2)の間の長さは約4．6 mであり、この付近の被爆当時の1 軒当たりの間口（4～6 m程度）と合うため、この石の延長線上（青色点線）に同様の構造物の検出を期待することができることととも、天神町筋西側路肩の推定線にほぼ垂直に住居が立ち並んでいたことが推定できること。
- ③ 炭化材の延長線上（黄色点線）に、同様の炭化材の検出を期待することができること。
- ④ A－3 のすぐ北側は、埋設管工事により被爆遺構が毀損（幅0．5 m程度が1 本、幅1 m程度が1 本）していると思われること（紫色網掛け）。
- ⑤ A－3 の南側は、被爆遺構が残存しているかどうか不明であり、面的な調査を行うにはリスクが高いこと。
- ⑥ 一般的な民家の構造上、敷地の道路際よりも奥まったところに日常生活の場があったと考えられること（本館下発掘調査において、炭化したしゃもじは、材木町筋西側路肩から6～7 m程度の地点で検出された。）。
- ⑦ 峠三吉詩碑の周囲及び同碑への進入路上は、展示施設の整備が困難であること。

以上のことを踏まえ、炭化材の延長線、建物の構造物らしき石(1)の延長線上にあり、かつ、天神町筋西側路肩の推定線から西に6～7 m程度離れた地点であるA－1 西側のエリア（薄緑色）を中心に調査することにより、天神町筋に沿って建ち並んでいた住居の遺構・遺物の検出を目指すこととする。

3 規模等

- (1) 確認調査箇所の規模は、名勝の保護や遺構の保存等を勘案し、25 m²程度を基本とする。
- (2) 確認調査の状況等によっては、文化庁と協議の上、必要と認められる範囲で、確認調査箇所の拡張を検討する。

4 確認調査の実施方法

(1) 掘削方法

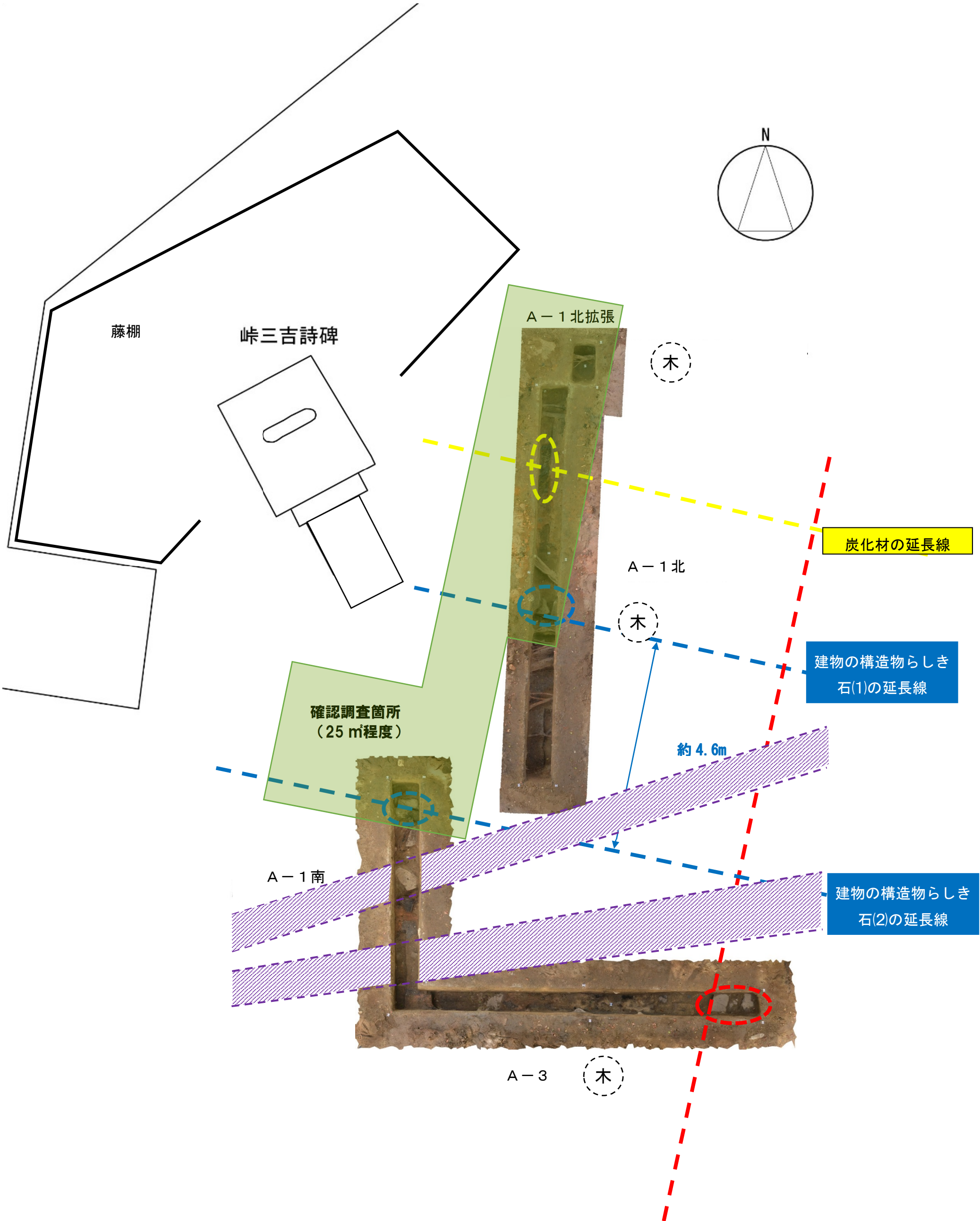
- ア 人力で行う。ただし、地表から30cm 程度の深さまでは重機による掘削を検討する。
- イ 掘削は被爆面までとし、遺構・遺物を毀損しないよう留意する。

(2) 確認調査内容

- ア 検出された遺構・遺物については記録保存をする。
- イ 確認調査は、遺物の保存処理等の準備をした上で行うこととし、検出された遺物については、必要に応じて取り上げて保存処理をする。
- ウ 確認調査終了後、掘削箇所は、まさ土を敷き、埋め戻して現状復旧する。

(3) 留意事項

- ア 確認調査において樹木の根が検出された場合は、それを避けて調査を行う。ただし、公園管理者等と協議し、樹木の生育に影響がないと考えられる場合には、遺構・遺物の毀損を避けるという観点も考慮し、部分的な根の除去を検討する。また、樹木の生育に影響があると考えられる場合には、被爆樹木及び記念樹（柵等を含む。）でなければ、移植又は伐採を検討する。
- イ 地下埋設物が検出された場合には、その部分を避けて調査する。ただし、現在使用されていないものについては、適宜処理する。



 : 被爆遺構が破壊されていると推定される箇所
※この図は、およその位置を示したものである。